



臨時号

令和7年3月24日

東ト協 適正化事業部

マイナ免許証の運用開始に関する情報提供について

令和4年の道路交通法改正でマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の運用が令和7年3月24日より、全国で運用が開始されます。

以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ①  運転免許証の免許情報が記録されたいわゆるマイナ免許証のみを保有
- ②  マイナ免許証と運転免許証の双方を保有
- ③  従来運転免許証のみを保有

マイナ免許証のみを保有している運転者の免許情報を確認する場合は、スマートフォンやパソコンのアプリストアから「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールして、マイナ免許証のICチップに記録された免許情報を確認することができます。

【マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト】 <https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>

マイナ免許証は、住所変更が簡単になったり、免許更新時の手数料が安くなるなどのメリットがある一方、紛失した場合には手続きが煩雑で時間を要することに加え、再交付までの期間中は乗務出来なくなるというデメリットがあります。

マイナ免許証と従来の免許証の両方を所持することも可能ですので、「免許証の持ち方」についてご検討ください。

マイナ免許証の申請方法等、詳細につきましては、下記の警察庁サイトをご参照ください。

【令和4年改正道路交通法（マイナンバーカードと運転免許証の一体化）警察庁 Web サイト】
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

（一社）東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009